

表1：義烏市人民法院が発表した2025年知的財産権侵害10大典型事例（抜粋）

No.	案件	内容	判決
1	化粧品の商標権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・被告人3人は化粧品の真贋混在販売を共謀。国内の複数の業者から模倣品を仕入れ、香港へ輸出した後、深圳保税區に再輸入し、オンラインショップを通じて全国へ販売していた。 ・被告人らが仕入れた額は4,000万円を超え、そのうちフランスのファッションブランド「GIVENCHY」のフェースパウダーだけでも100万元以上に上った。2023年に義烏税関および公安局が計600万円相当の模倣品を押収し、2024年8月に被告人および所有会社が起訴された。また「GIVENCHY」の権利者は刑事附带民事訴訟を提起した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、情状が特に重大であると認定し、被告人に懲役3年6カ月から5年を言い渡し、被告人および所有会社に計2,130万円の罰金を科した。また所有会社に対し、「GIVENCHY」の権利者に対する経済損失12万円の賠償を命じた。 ・本件は越境EC分野の「特殊監督管理区」における商標権侵害案件であり、裁判所は、真贋混在販売という案件の特性を踏まえ、証拠に基づき上流仕入れ額を犯罪経営額と認定する基準を示した。刑事附带民事訴訟により迅速な救済を図るケースとなった。
2	「VICTORIA'S SECRET」の商標権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年、被告人Aは米国のファッションブランド「VICTORIA'S SECRET」の下着の模倣品を仕入れ、ECプラットフォームのアリババ（1688.com）と拼多多で販売し、販売額は140万6,000元余りに達した。また、被告人Bを雇い、顧客対応や発送業務を担当させていた。 ・事件発覚時、公安機関は被告Aの倉庫から約44万2,000元相当の侵害商品を押収した。被告人AとBの不正利益はそれぞれ36万円と2万5,000元であった。ブランド権利者は刑事附带民事訴訟を提起し、懲罰的賠償の適用を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、商標の著名性、侵害の悪質性、侵害商品の数量・金額の大きさから、情状が特に重大と認定し、懲罰的賠償の適用を認めた。 ・判決として、被告人Aに懲役3年（執行猶予4年）および罰金88万円、被告人Bに懲役2年4カ月（執行猶予3年）および罰金5万円を言い渡し、被告Aに対し、権利者に対する経済損失75万9,000元の賠償を命じた。 ・本件は義烏市人民法院において、初めて刑事案件に懲罰的賠償を適用された事例だ。刑事責任の追及が、民事上の懲罰的賠償の適用に影響を及ぼさないことが明確にされた。
3	商品の包装・外観デザインに関する不正競争紛争	<ul style="list-style-type: none"> ・原告の中国の飲料メーカーは2003年に「脉动」ブランドのビタミン飲料を発売し、売上高および市場占有率はいずれも高い水準にあった。2014年に「脉动」商標が著名商標として認定され、商品に使用されている包装・外観デザインについても長年の使用と宣伝により高い識別力を有するとされた。 ・義烏市にある被告A社は、アリババ（1688.com）などのECプラットフォームで「越牛」ビタミン飲料を販売していた（製造者は被告B社）。原告は、被告商品の包装・外観デザインが「脉动」と高度に類似しており、消費者に混同を生じさせるとして、不正競争行為に該当すると主張した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、原告の包装・外観デザインについて、長年にわたる宣伝および使用により、商品の出所を識別するための識別力および顕著性を有しており、「一定の影響力を有する商品包装・外観デザイン」に該当すると判断した。被告は、同業者として「脉动」の高い知名度を認識しながら類似包装を使用した点だが、悪意ある便乗行為に当たるとして、不正競争に該当すると判断された。 ・裁判所は、被告Bに対し製造および販売の停止を命じ、原告の経済的損失として、合理的支出を含む60万円の賠償を命じた。

出所：義烏市人民法院